

令和6年度 岡山市人権啓発活動補助金募集要領

令和6年度の人権啓発活動補助金の交付希望団体を以下のとおり募集します。

1 目的

本市の区域内において人権意識の高揚を目的とした団体が創意工夫をこらして行う人権啓発活動事業に要する経費の一部を助成することにより、人権関係団体と協働で人権尊重のまちづくりを目指します。

2 対象事業

岡山市人権啓発活動補助金交付要綱第3条第1項に規定される、自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動に該当し、かつ広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする全市的な講演会又は集会の開催、その他の啓発活動で、次のすべての条件を満たしているものを対象とします。

- (1) 講演会、集会、研修会又は啓発イベント及びそれらに付随した相談会であること。
- (2) 市民に広報して実施するものであること。
- (3) 岡山市内で開催されるものであること。
- (4) 活動の主たる目的が、特定の地域を対象とした啓発活動ではないこと。ただし、中学校区単位で、年度内を通じおおむね5中学校区以上で連続して行う研修会については、一活動とみなして対象とする。
- (5) 岡山市又は他の地方公共団体から委託または補助といったかたちで助成を受けていないこと。

3 交付団体の要件

岡山市人権啓発活動補助金交付要綱第4条第1項第1号から第7号の要件を満たした団体とします。

- (1) 非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体で、過去の実績等から能力及び信用があり、補助事業を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。
- (2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市等の公的機関と協働して公益に資する活動を行う団体であること。
- (3) 広く人権問題に取り組んでいること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。))の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと。

4 補助金の額

活動に要した費用の2分の1の範囲内で、100万円を上限とします。

原則として、①講師等に関する経費 ②会場費 ③印刷費等が対象となります。

5 申請に必要な書類等

補助金等交付申請書に加えて以下の書類が必要です。

- (1) 申請グループ又は団体の構成を明らかにする書類(団体概要書)
- (2) 規約、定款その他これらに類する書類
- (3) 事業計画書(補助事業等に係る経費分)
- (4) 収支予算書(補助事業等に係る経費分)
- (5) 前年度決算書(補助事業等に係る経費分)
- (6) 当該年度の団体の事業計画書
- (7) 当該年度の団体の収支予算書
- (8) 前年度の団体の事業報告書
- (9) 前年度の団体の収支決算書
- (10) 補助対象事業の施行に当たって、法令等の許認可を必要とするときは、その許認可証等の写し
- (11) 市税を滞納していないことを証明する書類(納税証明または申告書)

6 募集期間

令和6年9月2日(月)～9月20日(金)(申込状況により9月頃後期募集を実施)

7 申込・問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市 市民協働局 市民協働部 人権推進課
電話 (086)803-1070

8 審査方法

庁内関係課で構成する人権啓発事業指定審査会で審査を行います。

審査会以降に事業決定となりますので、事業計画書(補助事業等に係る経費分)の着手予定年月日は、令和6年10月18日以降としてください。